

通ヲ作成シ當事者双方及調停者各一通之レヲ保持スルモノトス

記

一 従業員ハ会社更生ノ為メ将来作業ニ精勵シ会社ハ従業員ノ請負作業ニ對シテハ常備ノ一割以上トナル可キ採善処スルコト

一 会社ハ従業員ノ福利増進並作業紀率増進ノ為メ毎月協議員會ヲ開催スルコト

一 会社ハ今回發表シタル解雇者中弐名ノ復取ヲ認メ従業員側ハ早川善五郎以下拾弐名ノ解雇ヲ承認スルコト

一 会社ハ右被解雇者ニ對シ解雇手當トシテ金參千六百圓也ヲ支給スルコト

一 其ノ他ノ問題ニ對シテハ会社ハ誠意ヲ以テ考慮スルコト

一 会社ハ従業員ニ對シ同情金トシテ金壹拾ヲ支給スルコト

昭和十年四月一日

事業主 日本鋸製建具株式会社

支配人 谷 十二

従業員代表

富永順太郎

白野 實

菊地善太郎

熊本康藏

金井元彦

北 村 隆

調停者 日本労働總同盟代表

(備考)

一 会社力爭議團ニ支給セル金額ノ總額ハ解雇手當ヲ合シ八千圓ニシテ之カ實際ノ内訳ハ左ノ通り